

平成 27 年度税制改正の主な具体的内容 その 1

以前に平成 26 年分所得税の改正のあらましを抜粋で取り上げましたが、今回は視点を変えて、平成 27 年度税制改正大綱から主な内容を簡単にご紹介します。(全 2 回)
適用時期は項目によって異なりますので、ご注意ください。

【個人所得課税】

- ① **ジュニア NISA**(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の創設
年間限度額 80 万円
平成 28 年 1 月 1 日以後に未成年者口座の開設の申込みがされ、同年 4 月 1 日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

- ② **NISA**(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充
年間限度額を 120 万円(現行 100 万円)に引き上げ
平成 28 年分以後の非課税管理勘定について適用されます。

- ③ **住宅借入金等の特別控除等の適用期限の延長**
従来、平成 29 年 12 月 31 日であった適用期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長

- ④ **日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化**
確定申告において、非居住者である親族に扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければなりません。
平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる給与及び公的年金並びに平成 28 年分以後の所得税について適用されます。

⑤ ふるさと納税制度の見直し等

個人住民税における都道府県又は市町村に対する寄附金に係る寄附金控除額について、特例控除額の控除限度額を**個人住民税所得割額の2割(現行1割)**に引き上げ平成28年度分以後の個人住民税について適用されます。

また、確定申告を必要とする現在の申告手続きについて、当分の間の措置として、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップ手続きで控除を受けられる「**ふるさと納税ワンストップ特例制度**」が創設されます。

この改正は、平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用されます。



【資産課税】

- ① 直径尊属から**住宅取得等資金の贈与**を請けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し
非課税限度額について消費税率等の税率が10%である場合とそうでない場合に分けた
うで、非課税措置の適用期限を**平成31年6月30日まで延長**
平成27年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

- ② **結婚・子育て資金の一括贈与**に係る贈与税の非課税措置の創設

個人(20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」といいます。)の結婚・子育て資金の支払いに充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の額のうち**受贈者1人につき1,000万円**までの金額に相当する部分の価額については贈与税が課されません。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに適用されます。

ふるさと納税について、もう少し触れます。

ふるさと納税をすると、納税(寄附)した自治体から特産品等の特典を受け取ることができます。逆にいえば、これがふるさと納税の誘因となっています。

特典競争が過熱し、寄附を奪い合っているのが現状です。

この現状に対して、平成 27 年度税制改正大綱には以下の記述があります。

「ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、都道府県又は市町村がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、都道府県及び市町村に要請する。」

つまり「派手なことはするな」というわけです。

今後は、豪華な特産品はなくなっていくことでしょう。